

令和5年1月

第1回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月16日 午後1時

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	18番	鮭川 満雄
19番	飯野 和男	20番	市村 元則
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 任	細田 康輔

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第 5 号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6 号 買受適格証明の発行可否について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 10 号 非農地の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 の 3 条の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

【午後 1 時 開会】

事務局（吉原事務局長）

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、令和 5 年第 1 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。本日は御苦勞様でございます。

令和 5 年第 1 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

昨今、また新型コロナウイルスによる感染拡大続いている状況となっております。1 月に入り、気候もだんだんと寒くなってきましたので、皆さんも体調管理には気をつけていただければと思います。

本日は御苦勞様でございます。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第 6 条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和５年第１回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第２６条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第９条を準用いたしまして、撮影または録音等を行うことを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の出席委員数は２１名で、定足数に達していることから、令和５年第１回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席１５番野堀良夫委員、議席１６番飯島孝一委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは日程第２、議案第１号、「農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題としたいと思いますが、提出番号３番から５番については、議案第２号、「農地法第４条の規定による許可について」の提出番号４番及び、議案第４号、「農地法

第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の提出番号12番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号3番から5番を除いて、議案第4号の審議と合わせて議題とすることよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは日程第2、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の提出番号3番から5番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

只今、事務局から説明がありましたが、提出番号19番については、議事参与の制限案件に該当しますので、19番を除いて担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

さる1月10日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号1番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

さる1月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、主に水稻を作付している農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

さる1月11日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号7番、8番、9番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号10番については、県内に本店を置く農地所有適格法人で果樹を生産しており、申請地には果樹を作付する予定です。

提出番号11番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号6番から11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

さる1月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号13番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、水稻、芝を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号12番から14番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

さる1月10日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号16番については、申請地の近接地で障害者支援施設を経営している社会福祉法人で、就労者のリハビリテーション事業に供するため畑を取得するものです。

以上のことから、提出番号15番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、また、提出番号16番については、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

さる1月11日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番、18番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請人は、水稻、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号20番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号21番、22番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請人は、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号23番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号17番、18番、20番から23番については農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当（がいとう）しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で議案第1号の提出番号3番から5番、19番を除いて報告が終わりました。

これより質疑に入ります。提出番号3番から5番、19番を除いて質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、質疑を終結いたします。
これより、採決いたします。 議案第 1 号の提出番号 3 番から 5 番、19 番を除いて、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について」の 3 番から 5 番、19 番を除いて、許可することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号 19 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により吉田委員の退席を求めます。

（吉田 新一委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 19 番について、市村委員より調査結果の報告をお願いいたします。

市村元則委員

さる 1 月 11 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 19 番については、申請人は、農業経営開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 19 番については農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で提出番号 19 番についての報告が終わりました。
これより質疑に入ります。 質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 19 番に対する質疑を終結いた

します。

これより採決いたします。

提出番号 19 番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 19 番について、許可することに決定いたします。

吉田委員の復席を求めます。

（吉田 新一委員 復席）

（午後 1 時 20 分 飯岡 勉委員 出席）

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題としたいと思いますが、提出番号 4 番については、議案第 4 号、「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」の提出番号 12 番と一体の事業であることから、議案第 2 号の審議から提出番号 4 番を除いて、議案第 4 号の審議と合わせて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」の提出番号 4 番を除いて議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、豊里地区分について柳下委員より調査結果の報告をお願いいたします。

柳下浩一郎委員

さる 1 月 10 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は市内で畜産業を営んでいます。

今般、事業の拡大に伴い、新たに牛舎用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内通路を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、肉牛100頭分の牛舎を建築する計画です。

資金については、自己資金で賄い関係法令との協議は整っております。

提出番号2番について、申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は発電事業を営む個人です。

今般、営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了することから再申請されたものです。

下部農地には、引き続き、榊をさい培する予定で、許可期間については、3年間の一時転用となります。

資金については、自己資金で賄い関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準に適合のうえ、農用地区域内農地および第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

さる1月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、現状、事業を実施するうえで必要な市の盛土条例に関する申請を了していることが確認できないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号3番については継続審議としましたが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で議案第2号の説明及び報告が終わりました。

提出番号3番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号3番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。提出番号3番については、青木委員報告のとおり継続審議

とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号、提出番号3番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番、2番について審議いたします。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号1番、2番に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。提出番号1番、2番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可について」の提出番号1番、2番については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、大野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

大野博司委員

さる1月11日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年1月14日付つくば農委指令第3号をもって建売

住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について（提出番号3番から5番）

議案第2号 農地法第4条の規定による移転の許可について」（提出番号4番）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号、「農地法第5条の規定による権利の設定、許可について」及び、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の提出番号3番から5番及び議案第2号、「農地法第4条の規定による移転の許可について」の提出番号4番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第4号、議案第1号の提出番号3番から5番及び議案第2号の提出番号4番につい

て朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが各地区で調査を実施しておりますので担当委員より調査結果をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一郎委員

さる１月１０日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅９区画を販売する予定です。

資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、隣接する市街化区域において、高純度精製水の工場を営む法人です。

今般、事業の規模拡大に伴い、敷地内の駐車スペースに新たに工場および設備棟を建設することになったことから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をメッシュフェンスで囲い、植栽による緑地帯を設け、全面を浸透性アスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透および浸透側溝による処理とした上で、普通自動車１２０台分の駐車スペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号１番、２番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定、および第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

さる１月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、現状、事業を実施するうえで必要な市の盛土条例に関する申請を了していることが確認できないため、継続審議といたしました。

提出番号6番、7番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請地の農地区分はいずれも第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲ったうえ、545ワットパネルを168枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供が生まれ将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で保育園等を経営している法人です。現在借りている駐車場が、職員の増員に伴い手狭になることが想定されることから、申請地を借り受け、駐車場用地を拡張するため申請するものです。

許可後の利用方法は、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲ったうえ、既存部分と合わせて15台分の駐車場を確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、現状、事業を実施するうえで必要な県の盛土条例に関する事前協議が終了していることが確認できないため、継続審議といたしました。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、隣接地に物流倉庫を持つ法人です。

コロナ禍による需要から運送量が増加していることから業務で使用するトラックの駐車スペースが不足してしまい、業務に支障をきたしていることから、申請地を取得し、トラックの駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、碎石敷とし、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲ったうえ、11台分のトラック駐車場を確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号12番と議案第1号、提出番号3番から5番、議案第2号、提出番号4番については、営農型太陽光発電事業にかかる一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地は農用地区域内農地となっており、申請者は市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。

今般、営農型太陽光発電施設の用に供するため、農地法第3条の地上権を設定したう

えで申請するもので、許可日から3年間の一時転用です。

また、下部農地では市内に本店を置く農地所有適格法人が牧草を栽培する計画となっております。

許可後の利用方法は、415ワットパネルを1,740枚設置、遮光率は約41パーセント、最低地上高を3メートル、支柱の間隔を約3.5m×5m確保する計画です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は市内に本店を置く住宅等の外構工事を営む法人です。

今までは、社員それぞれが自宅から作業車両で現場まで行き来しておりましたが、車両の盗難が多発し、管理上1か所にまとめる必要が出てきたことに加え、経営上、資材を集中して購入し、保管しておく場所が必要になったことから、申請地を取得し、駐車場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲ったうえ、砕石・赤土とブロック・レンガ等の置場、駐車場と工事用重機の置場を確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は県外に本店を置き、物流倉庫を建築し倉庫事業者等への貸付業を営む法人です。

コロナ禍による物流倉庫の需要の高まりを受け、市内の2か所のインターチェンジに近く交通の利便性に優れた申請地を取得し、物流倉庫用地として申請するものです。なお、全体計画面積は、農地以外も含め、49,594.46平方メートルとなっております。

事業計画では、鉄骨造2階建て、延べ床面積49,061.48平方メートルの物流倉庫1棟を建築し、周囲に影響の出ないよう緑地帯を設ける計画です。また、施設が完成した後は、住宅関連設備・機器を取り扱う企業が製品を寄託する旨の意向書が提出されております。

資金については、関連企業からの提供で賄い、事業計画地内における土地改良区の施設使用承認をはじめとする各種関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号5番、10番については継続審議。

議案第1号、提出番号3番、5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、提出番号4番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。また、議案第2号、提出番号4番、議案第4号、提出番号3番、4番、6番から9番、11番から14番については、一般基準に適合のうえ、農用地区域内農地及び第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当（がいとう）しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

さる1月11日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、社宅住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県内で不動産を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅7区画を販売する予定です。

資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族の増加に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、果樹等を栽培している法人です。

今般、事業の多角化を図るべく自身の栽培する農作物を用いた飲食店経営を開始することとなったため、申請地を取得し、店舗用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をしたく、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号15番から20番については、一般基準に適合のうえ、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

さる1月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内でアロワナの飼育販売業を営む個人です。

これまでは、ネット等による通信販売で対応してきましたが、売り上げも順調に推移していることから、店舗による対面販売をすべく、申請地を借り受け、従業員及び来客用駐車場とすべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、敷地内を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、乗用車４台分と大型車２台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号２３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をしたく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２１番から２５番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

さる１月１０日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２６番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２７番については、資力に関する書類が不足しており、提出を求めている状況であることから、継続審議といたしました。

提出番号２８番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、営農の開始に伴い、自身が所有する農地の隣接地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するため申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２７番は継続審議とし、提出番号２６番、２８番、２９番については、一般基準に適合のうえ、第１種農地の例外許可規定、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

さる１月１１日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚に伴い、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３３番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。

今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅４区画を販売する予定です。

資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。

申請地は、令和３年１月１５日付で資材置場として２年間の一時転用許可を受け、現在も使用しておりますが、事業が堅調であることから継続して使用すべく恒久転用の申請をするものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、丸太木材、太陽光パネル資材、建設重機を置く予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号３６番については、敷地前面の出入りにかかる側溝の使用について、協議が整わないため継続審議といたしました。

提出番号３７番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、今般、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を受贈し、長屋用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３９番については、農地区分は第１種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、全国的に展開するコンビニエンスストアを経営する法人です。事業拡大のため、申請地を借り受け、コンビニエンスストアの新店舗を出店するため申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗１棟、物置１棟を設置し、駐車場４０台分を確保する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号３６番については、継続審議、提出番号３０番から３５番、３７番から３９番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で、議案第１号の提出番号３番から５番及び議案第２号の提出番号４番並びに及び議案第４号の説明及び報告が終わりました。

提出番号５番、１０番、２７番、３６番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号５番、１０番、２７番、３６番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号５番、１０番、２７番、３６番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号５番、１０番、２７番、３６番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第４号、提出番号５番、１０番、２７番、３６番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第１号の提出番号３番から５番及び議案第２号の提出番号４番並びに議案第４号の提出番号１番から４番、６番から９番、１１番から２６番、２８番から３５番、３７番から３９番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。 議案第１号の提出番号３番から５番及び議案第２号の提出番号４番並びに議案第４号の提出番号１番から４番、６番から９番、１１番から２６番、２８番から３５番、３７番から３９番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第１号の提出番号３番から５番及び議案第２号の提出番号４番並びに議案第４号の提出番号１番から４番、６番から９番、１１番から２６番、２８番から３５番、３７番から３９番について、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、提出番号１番、２番、１４番につきましては、３０アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で、許可いたします。

議案第５号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

さる１月１０日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成１４年頃より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

さる１月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

以上のことから、提出番号２番については、非農地証明の範囲に該当しないと思われませんが、なおいっそう各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

さる１月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３番については、平成１０年頃より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

さる1月10日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、平成5年頃より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、平成2年頃より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

さる1月11日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、昭和63年頃より資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、平成10年以前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号6番から8番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号2番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号2番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号2番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番については、青木委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号2番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、3番から8番について審議いたします。

質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

雨貝委員お願いいたします。

雨貝洋子委員

提出番号1番、6番、8番については、農振農用地と記載がありますが、非農地証明を出す上で何か手続き上問題はないのでしょうか。

議 長（飯野 和男）

それでは、事務局で説明をお願いいたします。

事務局（藤井係長）

非農地証明に代表される現況証明については、転用申請とは性質が異なり、申請地の現況が農地であるか否かを判断するものでありまして、農振農用地区域からの除外等の申請については別個に行うこととなります。

以上でございます。

雨貝洋子委員

よくわかりました。ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

ほかに何かありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号 1 番、3 番から 8 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、3 番から 8 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号 現況証明の発行可否についての提出番号 1 番、3 番から 8 番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 6 号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

さる 1 月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には、野菜を作付する予定です。

提出番号 2 番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には、野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、農地法 3 条 2 項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

さる1月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、水稻・芝・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には、野菜を作付する予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には、野菜を作付する予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には、野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号3番から5番については、農地法3条2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。なお、議案書に記載のとおり、当該買受適格証明書の交付を受けた者が落札人となり、当該許可の申請書を提出した場合には、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可をすることといたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号、「農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書34ページになります。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年12月19日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号1番、豊里地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号22番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区3件、谷田部地区7件、茎崎地区2件、大穂地区1件、筑波地区4件、桜地区5件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、「農地中間管理事業」を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案書 37 ページになります。

議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 12 月 20 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号 1 番、豊里地区で 10 年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号 7 番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 3 件、谷田部地区 4 件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合していると思われますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

只今、事務局の説明がありましたが、提出番号 1 番、7 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて、審議いたします。

提出番号 2 番から 6 番について質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 2 番から 6 番に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。提出番号 2 番から 6 番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 2 番から 6 番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号 1 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷 文夫委員、櫻井 守委員、大野 博司委員、
遠藤 道夫委員、市村 元則委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号 1 番について質疑に入ります。質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 1 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 1 番について、原案のとおり決定いたします。染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷 文夫委員、櫻井 守委員、大野 博司委員、
遠藤 道夫委員、市村 元則委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号 7 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により小川委員の退席を求めます。

（小川 充委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 7 番について質疑に入ります。質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 7 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 7 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号、提出番号7番について、原案のとおり決定いたします。小川委員の復席を求めます。

(小川 充委員 復席)

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書39ページになります。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見」について御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年12月20日付けで農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号1番、豊里地区で6年4か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、整理番号4番まで議案書記載のとおりで、4件となります。

以上、これらについては、先般、行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に適合されているため御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とともないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することといたします。

議案第 10 号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 10 号 非農地の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書 43 ページになります。

議案第 10 号 非農地の決定について、ご説明いたします。

農地法第 30 条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として、B 分類となっている土地の所有者の方に登記地目変更承諾書を事務局から発送しました。

承諾をいただいた土地 6 筆、計 3, 167 m²を、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと決定するものです。御審議のほどよろしくお願いします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。
これより質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 10 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 10 号 非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から3号についてですが、内容は議案書45ページから67ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告1号から3号について、質問等はございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、日程第3の報告案件を終了いたします。

その他報告

議長（飯野 和男）

その他報告ですが、2月に実施予定の農業後継者結婚支援事業カップリングパーティーについて、農業担い手対策専門委員会の飯島委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

令和4年12月に開催した農業担い手対策専門委員会において、今年度のカップリングパーティの具体的な内容について協議を行い、日時等を決定いたしましたので報告いたします。

詳細については事務局の方から説明させますので、よろしくお願いします。

事務局（藤井係長）

事務局より補足で説明させていただきます。昨年行われた農地担い手対策専門委員会において、カップリングパーティの事業概要の詳細が決定しましたのでご報告させていただきます。男女10名程度でそれぞれ募集し、2月25日の開催当日はZoomを用いたマッチングを行います。今総会終了後お手元にお配りしたチラシやポスターを、農協等の農業関連団体に置かせていただき、また、HP等で周知を図っていく予定です。委員の皆様におかれましても、お心当たりがある場合はお声掛けをくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年第1回総会を閉会いたします。

【午後2時23分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員